

# 平成30年度 入札・契約制度の特例措置の一部改正について

(平成30年4月1日から以下のように制度・取扱いが変更になります。)

平成25年度から実施しています入札・契約制度の特例措置について、公共工事の適正かつ円滑な施工確保のために、下記のとおり当面の間、一部改正したうえで引き続き実施します。

なお、今回一部改正を行う「現場代理人の常駐緩和（企業局発注の取扱い等）」の取扱いは、平成30年4月1日以降に兼務を行う案件から適用します。

## 記

1. 専任の主任技術者の兼務の取扱いについて(継続)
2. 現場代理人の常駐緩和について(一部改正)

## 1. 専任の主任技術者の兼務の取扱いについて(継続)

現在、専任の主任技術者の兼務の取扱いについて、特例措置を設けて緩和を行っておりますが、平成28年6月1日以降に兼務を行おうとする案件から当面の間、下記のとおりとします。

請負金額3,500万円以上（建築一式工事7,000万円以上）の建設工事において、下記工事に該当する場合は、2つの工事について専任の主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性又は連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が10.0km以内の2つの工事

※従前の既契約案件との兼務に加えて、未契約案件との兼務においても適用します。

### 【兼務のための手続き】

#### ○松山市の一般競争入札の場合

兼務させる場合は、開札日の前日までに別紙様式「主任技術者兼務承認願（特例措置様式）」を提出してください。兼務が認められた場合は、落札決定後、契約日までに別紙様式「現場代理人、主任技術者兼務届（特例措置様式）」を契約課に提出してください。

#### ○松山市の指名競争入札の場合

兼務させる場合は、落札決定後、契約日までに別紙様式「現場代理人、主任技術者兼務届（特例措置様式）」を契約課に提出してください。

#### ○すでに松山市発注工事に配置されている技術者を他発注機関の工事に兼務させたい場合

兼務させる場合は、別紙様式「主任技術者兼務承認願（特例措置様式）」を提出してください。兼務が認められた場合は電話連絡しますので、他発注機関の工事を落札後、別紙様式「現場代理人、主任技術者兼務届（特例措置様式）」を契約課に提出してください。

## 【注意事項】

※他発注機関の工事と兼務できるのは、その発注機関が兼務を認める場合に限りです。  
事前に必ず内諾を得てください。

※監理技術者及び営業所専任技術者については、他の工事を兼務することはできません。

※本市発注工事において、「松山市低入札価格調査実施要領」に基づく調査を経て落札した案件に専任で配置されている技術者については、他の工事を兼務することはできません。

※本市発注工事において、「松山市低入札価格調査実施要領」に基づく調査の対象となった場合は、兼務の対象とはなりません。

※案件により兼務が認められない場合があるので、ご注意ください。

※記載内容に虚偽があった場合、配置予定技術者が配置できなくなった場合又は兼務することにより現場の施工体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼務の取り消し、契約解除、工事成績評定への反映及び入札参加資格停止措置等の対象となります。

## 2. 現場代理人の常駐緩和について(一部改正)

現在、現場代理人の常駐について、特例措置を設けて緩和を行っておりますが、平成30年4月1日以降に兼務を行おうとする案件から当面の間、現場代理人の常駐義務を下記のとおりとします。

なお、配置した主任技術者、現場代理人を変更することは認めていませんので、十分注意してください。

### 【他工事との兼務】

以下の要件1～3をすべて満たす場合に限り、兼務を認めます。

- 1 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと
- 2 発注者からの連絡に携帯電話等で即応できること
- 3 公告文等で兼務を認めない旨を明示している案件を含まないこと

### ① 請負金額3,500(建築一式工事は7,000)万円未満の工事 (一部改正)

#### ◆松山市発注工事の場合

・3工事まで「現場代理人」の兼務を認めます。

#### ◆松山市発注工事以外の工事と兼務する場合

・2工事まで「現場代理人」の兼務を認めます。

(※松山市内又は工事現場の相互の間隔が20km程度以内であること)

**(H30年度から)松山市公営企業局発注工事は、この常駐緩和の取扱い上「松山市発注」として扱います。(届出等はそれぞれに提出してください。)**

### ② 請負金額3,500(建築一式工事は7,000)万円以上の工事 (継続)

・2工事まで「現場代理人」の兼務を認めます。

(※工事現場の相互の間隔が10.0km以内であること)

(複数工事のうち、1件でも3,500(建築一式工事は7,000)万円以上の工事がある場合、兼務できる工事数は2工事まで。)

※②の場合、平成28年度まで、

「専任の主任技術者の兼務が認められていること=2工事の主任技術者が同一人物」を現場代理人兼務の条件としていましたが、平成29年度発注工事から、以下のようなケース(主任技術者が異なる2工事)についても、2件まで現場代理人の兼務を認めます。

工事1-工事2間の距離10.0km以内	工事1	工事2
主任技術者	A氏	B氏
現場代理人	C氏	C氏

※現場代理人として従事している工事がある場合、現場代理人、主任技術者等の役割の別を問わず、1人が兼ねる事のできる工事は最大で**3工事まで**とします。(上記の2工事までの条件にかかる場合は2工事まで)

**個別案件の兼務の可否については案件ごとにお問い合わせください。**

同一人物が兼務できる工事の上限数

専任※の工事を（1件でも）含む場合	
主任技術者	現場代理人
2件（10.0 km以内）	

専任の工事を1件も含まない場合		
主任技術者	現場代理人	
(現場を十分に管理できる件数まで)	松山市発注 (松山市公営企業局含む)	他発注機関の工事 を含む場合 (国・県・他市町など)
	3件	2件 (松山市内 又は 20 km程度以内)

※専任の工事とは請負金額（税込）3,500（建築一式 7,000）万円以上の工事

× 認められないケース



	主任技術者	現場代理人
①工事	B氏	A氏
②工事	A氏	C氏
③工事	A氏	D氏
④工事	A氏	E氏

A氏は、①工事で現場代理人として従事しているため、(①～④工事の金額が専任の工事でない場合でも) 兼務可能工事は最大3工事までとなり、4つの工事の兼務は不可

× 認められないケース



	主任技術者	現場代理人
①工事（請負 3,500 万円以上※）	A氏	B氏
②工事（200 万円）	A氏	B氏
③工事（1,000 万円）	A氏	B氏

①工事の請負金額（税込み）が 3,500（※建築 7,000）万円以上のため、主任技術者、現場代理人ともに兼務は2件までとなり、3件の兼務は不可

○ 認められるケース



	主任技術者	現場代理人
①工事	A氏	B氏
②工事	A氏	B氏
③工事	A氏	B氏
④工事	A氏	C氏

左表の場合の届け出

	兼務届等の提出
A氏	いらない
B氏	必要
C氏	いらない

- ・①～④工事は 3,500（建築 7,000）万円未満
- ・すべての工事が主任技術者の専任を要しない工事の場合で現場代理人として従事していなければ、A氏は主任技術者として3工事を超えても可
- ・松山市発注工事であればB氏は3工事まで現場代理人として従事可

○ 認められるケース



	主任技術者	現場代理人
①工事	A氏	B氏
②工事	A氏	C氏
③工事	B氏	D氏

左表の場合の届け出

	兼務届等の提出
A氏	いらない
B氏	必要
C氏	いらない
D氏	いらない

- ・①～③工事は 3,500（建築 7,000）万円未満

**【兼務のための手続き】**

○松山市発注工事のみの場合

契約日までに別紙様式「**現場代理人、主任技術者兼務届（特例措置様式）**」を契約課に提出してください。

○松山市発注工事以外の工事と兼務する場合

発注者から事前に内諾を得た上で落札決定後、契約日までに別紙様式「**現場代理人、主任技術者兼務届（特例措置様式）**」を契約課に提出してください。

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2  
 松山市総務部契約課（工事担当）  
 電話 089-948-6453・6454  
 F A X 089-934-1767

## 主任技術者兼務承認願

平成 年 月 日

(提出先) 松山市長

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
TEL

⑨

下記のとおり、現場に配置する専任を要する主任技術者について、他の工事と兼務させることを承認願います。

記

### 兼務を希望する工事

#### 工事 1

開札予定日	平成 年 月 日	発注業種	
発注機関	〇〇市△△課 担当 □□ (089-〇〇〇-〇〇〇)		
工事名			
工事場所		請負金額 又は予定価格	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
現場代理人	(フリガナ)	生年月日	
主任技術者	(フリガナ)	生年月日	

#### 工事 2

開札予定日	平成 年 月 日	発注業種	
発注機関			
工事名			
工事場所		請負金額 又は予定価格	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
現場代理人	(フリガナ)	生年月日	
主任技術者	(フリガナ)	生年月日	

※未契約の場合は、「開札予定日」及び「予定価格」を記入し、工期の始期は空白とすること。

※松山市以外の工事を記載する場合は、発注機関欄に内諾を得た部署、担当者、連絡先を記入すること。  
(裏面に続く)

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事の理由

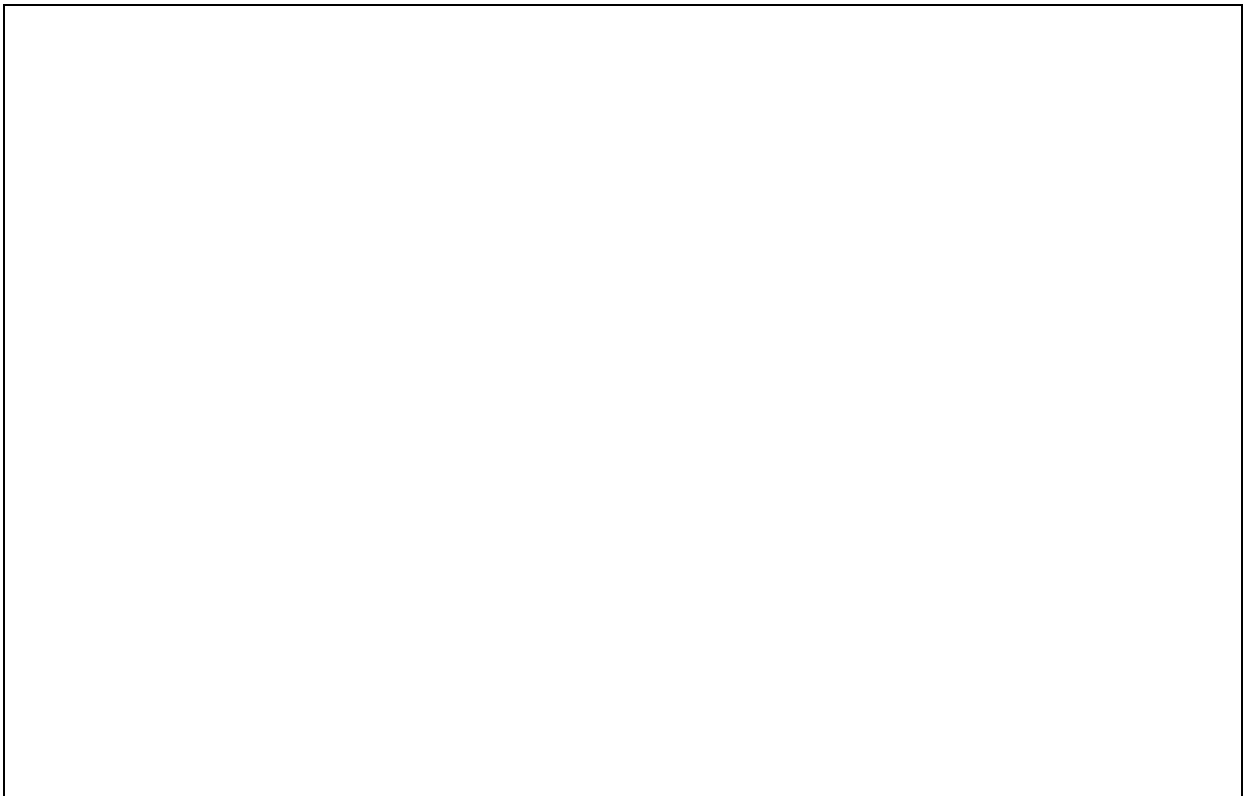
〈例〉 相互に土量配分計画の調整を要するため。

2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するため。

相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要するため。



#### 兼務箇所図



※) 地図等を使用し、枠内に双方の工事箇所を記載するとともに、現場相互の最も近い地点の直線距離を明記すること。

※) 兼務箇所図は別途添付しても差し支えないものとする。



特例措置様式

年 月 日

現場代理人、主任技術者兼務届

(提出先) 松山市長

所在地  
商号名  
代表者

印

下記工事に係る現場代理人、主任技術者を兼務配置したいので届出いたします。  
 工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し安全管理及び工程管理に万全を期し、  
 万一、兼務が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。  
 なお、下記に記載した内容は事実と相違ないことを誓約いたします。

兼務工事 1	発注機関	〇〇市△△課 担当 □□ (089-〇〇〇-〇〇〇)					
	工事名						
	請負金額				監督員		
	工期	年 月 日 ~			年 月 日		
	現場代理人	氏名				主任技術者	氏名
生年月日					生年月日		
兼務工事 2	発注機関						
	工事名						
	請負金額				監督員		
	工期	年 月 日 ~			年 月 日		
	現場代理人	氏名				主任技術者	氏名
生年月日					生年月日		
兼務工事 3	発注機関						
	工事名						
	請負金額				監督員		
	工期	年 月 日 ~			年 月 日		
	現場代理人	氏名				主任技術者	氏名
生年月日					生年月日		

※工期の始期が未定の場合は空白とすること。

※松山市以外の工事を記載する場合は、発注機関欄に内諾を得た部署、担当者、連絡先を記入すること。